

公立大学法人神戸市看護大学施設管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年9月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第12号

公立大学法人神戸市看護大学施設管理規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学施設管理規程（2019年4月規程第85号）の一部を次のように改正する。

(改正前)				(改正後)																															
<p>(施設管理権の委任)</p> <p>第4条 理事長は、施設（<u>図書情報センターを除く。</u>）の管理に関することを法人本部長に委任する。</p> <p>2 理事長は、<u>図書情報センター</u>の管理に関することを図書情報センター長に委任する。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>学生の使用に供する場所</th><th>学生の使用に供する時間</th><th>休館日</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>教育棟</td><td>看護実習室、調理実習室及びLL教室</td><td>略</td></tr><tr><td>北館</td><td>情報処理室</td><td>(1) 日曜日 (2) 祝日 (3) 12月29日</td></tr></tbody></table>				学生の使用に供する場所	学生の使用に供する時間	休館日	略	略	略	教育棟	看護実習室、調理実習室及びLL教室	略	北館	情報処理室	(1) 日曜日 (2) 祝日 (3) 12月29日	<p>第4条 理事長は、施設（次に定める施設を除く。）の管理に関することを法人本部長に委任する。</p> <p>(1) <u>図書情報センター</u></p> <p>(2) <u>教育棟北館（LL教室及び情報処理室に限る。）</u></p> <p><u>前項各号に掲げる施設</u></p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>及び調理実習室</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>													及び調理実習室						
学生の使用に供する場所	学生の使用に供する時間	休館日																																	
略	略	略																																	
教育棟	看護実習室、調理実習室及びLL教室	略																																	
北館	情報処理室	(1) 日曜日 (2) 祝日 (3) 12月29日																																	
	及び調理実習室																																		

